

生活困窮者に対する支援 ～生活保護に繋がらないケース～

主任ケアマネ 鷺宮/上鷺宮圏域

【司会】

① 阿部

【事例提供】

② 富澤

③ 藤橋・中山

④ 1グループ ○中館・高橋・鈴木・斎藤

⑤ 2グループ ○前島・田中・大貫

⑥ 3グループ ○清水・丸本・鶴田・福井

⑦ 暮らしサポート 中山係長

⑧ ご挨拶 司会阿部

ZOOM操作 千正

事例 1

夫：要介護 1 脳梗塞、心疾患

妻：要介護 2 脳出血による右半身麻痺

長男：同居。仕事あり。

長女：他区在住。生活保護受給者

収入：夫、妻合わせて年金額 10万円／月

長男、登録販売者、大手薬局に勤めている。月収28万円。

住居：賃貸住宅 2K 一部屋を夫妻で使用、一部屋を長男が
使用している（ゴミ屋敷）。

夫、妻ともに介護サービス利用を控えて最低限にしていたが、それでも支払いが滞る。
生活保護申請も同居長男に収入あるため認められず。

→長男へ、お金を出すか、家を出て一人暮らしをするか、と話すが両方とも拒否。複数
力所から多額の借金があることが判明。収入のほとんどを借金の返済、趣味の支出に使
用していた。

長男を福祉なんでも相談へつなぐ。

→法テラスへ一緒に行き相談。債務整理をおこない、借金を一本化、返済計画を立てることになる。

→不動産会社へ一緒に行き、賃貸アパート契約へ。

→引っ越し業者選定相談。引っ越しへ。

同時に夫、妻生活保護申請。合わせて長男の部屋の片づけ、引っ越し準備をおこなう。

⇒長男一人暮らし開始。夫、妻生活保護受給開始。

事例 2

本人：要介護 3

女性 88才。

糖尿病、高血圧症、慢性腎不全、便秘症、気管支喘息、骨粗鬆症。

既往：脱肛。

夫：逝去

長男：本人と同居。

長男は離婚歴あり。

長男の子供2人も同居

長女：逝去

収入：本人の年金は5万円程度／月

長男は会社員。借金あり。月収は不明。

住居：戸建住宅（賃貸） 本人は1階部分に居住。家具ベッドで寝ている。かなり衛生面は悪い。

本人が利用したサービスの代金を息子が支払わない。本人の年金部分すら流用されているのではという疑念があり、地域包括支援センターに相談。また、配食弁当代が支払えずに強制的に終了になってしまったことがあった。

→ケアマネとしては、長男に粘り強く支払いを働きかけるとともに、滞納されている介護保険の事業所に対して頻繁に連絡をとり、例えば「〇〇日までに●月分までは払うと言ってます」「息子さんが〇〇円を振り込んだとおっしゃってますが、確認できましたか？」

などと、こまめなコミュニケーションを心掛けた。

→本人に不測の事態がないように、地域包括支援センターとも連携をとり、必要に応じて同行していただいた。

→主治医が理由は不明だが毎日のように往診しており、支払額が増大する傾向があったので、関係機関と連絡を取り、主治医の同意を得て、新たな訪問診療医に変更した。

→長男は仕事をしており、給与も得ていたと思われるが、なかなか本人が利用したサービスの支払いをしない上、趣味のバイクにはお金を使っている様子があったが、本人のケアマネとしてどこまで働きかけをしていいかの判断が難しかった。

⇒最終的にはご本人の逝去により、支援が終了となった。

生活困窮者とは

1. 「生活困窮者自立支援法による定義」

この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の状況により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう、とあります。

このように日本国憲法の第25条で保障されている「最低限度の生活」を送ることができなくなる可能性がある人々のことを「生活困窮者」と定義づけています。

2. 「生活困窮者自立支援制度とは」

生活困窮者自立支援のため「生活困窮者自立支援法」が2013年に公布、2015年に施行されました。この法律の目的は第一条に以下のように記載されています。

この法律は生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする

つまり生活困窮者の自立促進のために、相談支援事業や給付金の支給など、さまざまな支援を行うということです。

3. 「高齢者の生活困窮」

生活困窮に陥る原因はケースバイケースですが、高齢による病気（認知症、メンタルヘルスなど）により自らの生活のマネジメントが困難となり、結果的に困窮してしまうことがあります。健康を損なう、住む場所を失う、詐欺被害に合う、生活に見合った収入と支出のバランスがとれないなどの原因も多く見られます。

4.生活保護受給者との違い

そもそも自立支援法は「最後のセーフティーネット」ともいえる生活保護に至る前の支援策として立法されました。生活保護を脱却し自立する過程の支援も含まれます。

生活保護の認定にはさまざまな要件があります。

- ・収入が基準額以下かどうか
- ・売却できる資産（土地、自動車、貴金属等）がないか ※基準は自治体により異なる
- ・3親等以内の扶養義務者に援助を受けられるかどうか
- ・就労能力の有無

このような要件により、生活に困って福祉事務所を訪れたものの、年間約40万人が生活保護の需給に至らないという現状があります。

5.生活保護との連携

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は異なる法律に基づいており、政府や各自治体での担当部署も異なる制度です。しかしどちらも国民のセーフティーネットとして機能し、対象となりうる盾を共有しているため、相互で緊密な連携が必要です。自立支援の相談窓口において聞き取りをした結果、生活保護制度の対象となる可能性

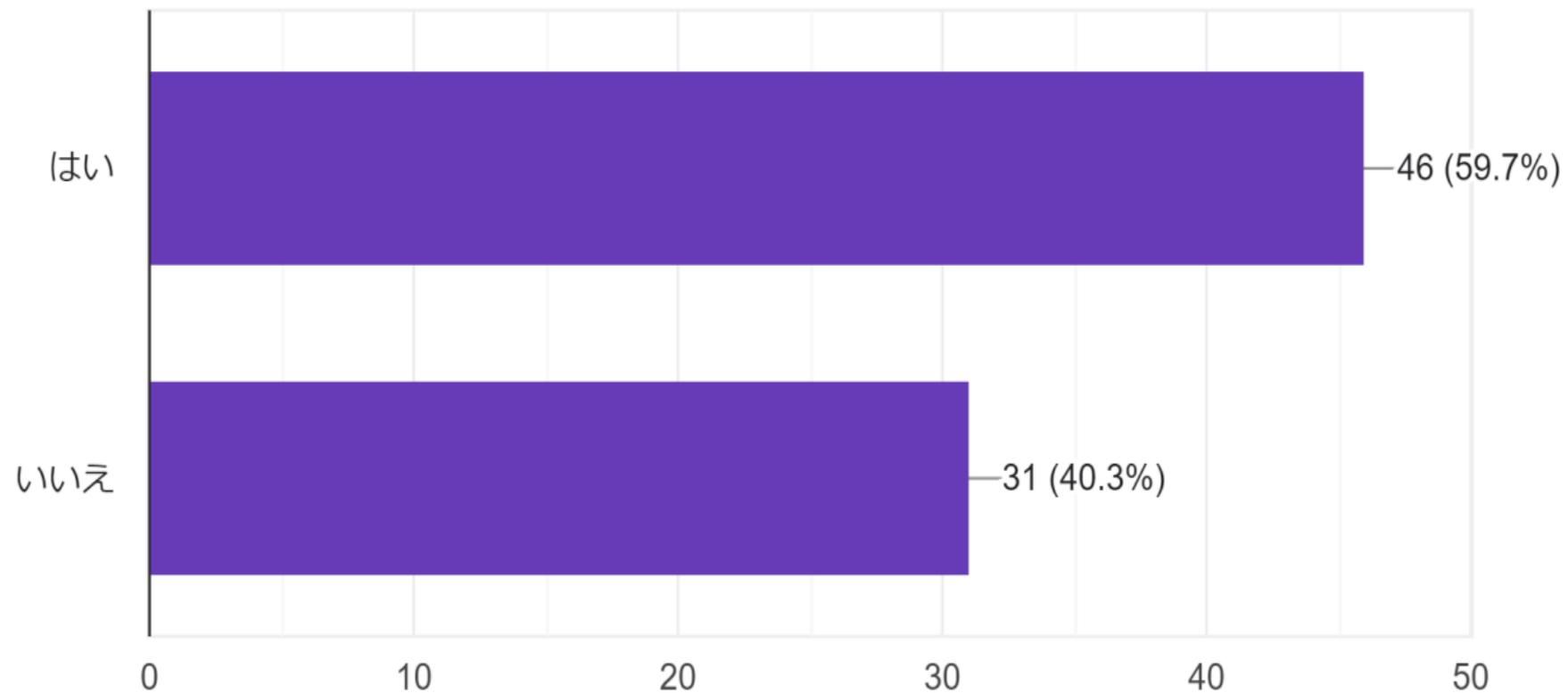
が高いと判断した場合は、生活保護制度に関する情報提供や助言を行うことが自立支援法に定められています。

反対に生活保護が廃止となった人が生活困窮者に該当する場合、生活困窮者自立支援制度や給付金の情報提供、助言を行うこととなっています。

「無料低額診療」や
「【老健の】無料低額利用」
についてご存じでしたか？

①「無料低額診療」や「(老健の) 無料低額利用」についてご存じでしたか？

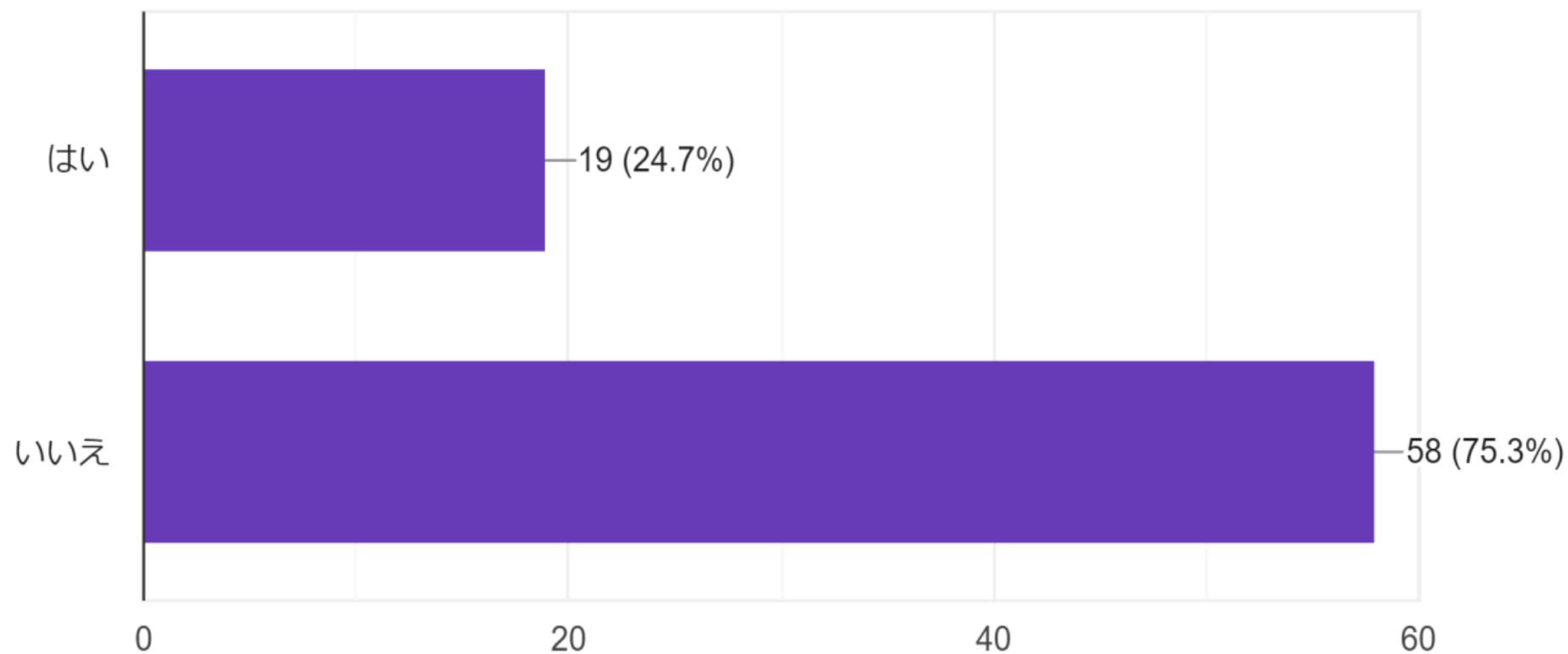
77件の回答



② 「無料低額診療」や
「（老健の）無料低額利用」を
実際に利用に結び付けた
経験はありますか？

②「無料低額診療」や「（老健の）無料低額利用」を実際に利用に結び付けた経験はありますか？

77件の回答



②で「ない」と答えた方に質問です。利用する際にハードルが高かったり、利用のしにくさを感じたりしたこととは何ですか？

- そうという言葉を知らなかった。
- 該当者がいなかった。
- 生保の担当が多かった。

- ・ 制度自体を知らず、別のサービスで代替えしたり、診療に関しては低額診療を受ける迄に至る状況では無かった。
- ・ 支援開始時にすでに利用している方や支援開始後に利用させていただくようになった方もいますがいずれもケアマネが利用調整したわけではない。

- ・ 無料低額診療は中野共立病院では受けられるのかな？位の知識です。
- ・ 提案した方はいましたが、該当しませんでした。また、老健で行っている事業所があることを知りませんでした。どこでやっているのですか？

東京都内無料低額診療事業実施施設一覧 (中野区近隣抜粋)

令和6年4月

NO	法人名	医療機関名	病床数	〒	所在地	電話番号	事業開始日
20	医療法人財団東京勤労者医療会	代々木病院*	150	151-8556	渋谷区千駄ヶ谷1-30-7	03-3404-7661	H23.4.1
21	社会福祉法人浄風園	中野江古田病院*	173	165-0022	中野区江古田4-19-9	03-3387-7321	S27.4.1
22	社会福祉法人武蔵野療園	武蔵野療園病院	92	165-0022	中野区江古田2-24-11	03-3389-5511	S29.1.27
23	社会医療法人社団健友会	中野共立病院*	110	164-0001	中野区中野5-44-7	03-3386-3166	H29.10.2
24	社会医療法人社団健友会	中野共立病院附属中野共立診療所	-	164-0001	中野区中野5-45-4	03-3386-7311	H29.10.2
25	社会医療法人社団健友会	川島診療所	-	164-0013	中野区弥生町3-27-11	03-3372-4438	H29.10.2
26	宗教法人救世軍	救世軍ブース記念病院	199	166-0012	杉並区和田1-40-5	03-3381-7236	S28.9.1
27	社会福祉法人浴風会	浴風会病院	199	168-0071	杉並区高井戸西1-12-1	03-3332-6511	S26.6.1

抜粋：東京都福祉局HPより

東京都内無料低額介護老人保健施設利用事業実施施設一覧 (中野区近隣抜粋)

令和5年4月							
	法人名	施設名	定員	〒	所在地	電話番号	事業開始日 *施設開設日
4	医療法人財団宏寿会	介護老人保健施設 グリーンポート恵比寿	100	150-0013	渋谷区恵比寿3-36-5	03-3444-2322	H18.4.1 *H11.4.20
5	社会福祉法人救世軍社会事業団	ブース記念 老人保健施設グレイス	100	166-0012	杉並区和田1-40-15	03-3380-1248	H12.4.1 *H7.10.3
6	社会福祉法人浴風会	老健くぬぎ	100	168-0071	杉並区高井戸西1-12-1	03-5336-7701	H26.10.1 (施設開設と同時)
7	社会福祉法人新栄会	滝野川病院附属 介護老人保健施設	58	114-0023	北区滝野川2-32-12	03-5907-6910	H20.6.1 (施設開設と同時)

抜粋：東京都福祉局HPより

- ・ どのような場合に利用できるのか、どういう方が当てはまるのか分かりません。
- ・ 申請の際に提出する書類などを揃えたりと手間がかかりそう。

★国や自治体で定められた『制度』ではなく、法人事業所が実施する『事業』です。

対象者：経済的な理由で医療機関にかかれない方

(例) 失業中、ホームレス、ネットカフェ難民、低所得、DV被害者、外国人、被災者

※低所得の度合い・・・**住民税非課税所帯や限度額認定が第2段階「相当」**が対象。ただし病院や施設のそれぞれの基準あり。中には「病院長や施設長が特別に認めた場合」と取り決めがあるところも。

現在の収入状況によって、どちらかが適用

- 医療費の窓口負担金を全額免除（無料）
- 医療費の窓口負担金の一部免除（低額）

※健友会では・・・生活保護基準120%全額免除、基準140%で1割免除、基準140%以上対象外

1. 相談

実施している病院や診療所に直接相談（来所、TEL、メールなど病院ごとに違いあり）

※事前に福祉事務所や社協で「特別診療券」を発行してもらい相談に行くことも

2. 申請

制度の適用について担当者が事情を確認、必要な書類提出

（住民票、給与明細、源泉徴収票、年金証書、家賃証明書、通帳の写しなど）

3. 決定

適用かどうか院内・施設内で審査後、結果を通達。

※適用とならない場合でも治療費の支払いの他、当面の生活等の相談を受ける。無料・低額診療制度は、生活が改善するまでの一定期間の措置。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて一緒に生活を立て直していきましょう。

（※無料や低額になるのはあくまで実施医療機関でのお支払い分。健康診断・診断書など保険のきかない部分の対象外。また、薬局でのお支払いは対象外となります）

参考：東京民意連HPより

支援の種類

- ・ 福祉何でも相談
- ・ 生活相談
- ・ 中野くらしサポート
- ・ 中野区社会福祉協議会

心配なこと

不安なこと

気になること

まずはご相談ください

福祉何でも相談

たとえば、このようなことで困っていませんか？

就職ができなくて、
生活費が苦しくて大変…

どこに相談したらいいか
わからない…

これからの生活で不安…
話しを聞いて欲しい

体調が悪くなり…
片付けや掃除ができない

いつも見かける人が、
姿が見えなくて心配…

近所の人や、家の外まで
ゴミがあふれている…

毎日の生活で心配なこと、不安なこと、気になることなど、福祉
のことなら何でもご連絡ください！！

ご相談は、窓口、電話の他、ご相談の内容によって職員が訪問
してお話を伺います。また、ご本人からだけでなく、ご家族等
のご相談も承ります。お気軽にご相談ください。



TEL

お電話、メール以外に
Googleフォームからも相談ができます！！
お気軽にご相談ください！！

03-5380-0776

受付時間：9:00～17:00 日曜・祝日・第3月曜日・年末年始はお休み



社会福祉法人 中野区社会福祉協議会

福祉何でも相談 担当：後藤・長谷川

FAX：03-5380-6027 Mail：nandemo@nakanoshakyo.com

住所 〒164-0001 中野区中野5-68-7 スマイルなかの3F

2024.4

東京都の支援

1. 必須事業—
 - ① 自立相談支援事業
 - ② 住居確保給付金の支給

2. 任意事業—
 - ① 就労準備支援事業
 - ② 一時生活支援事業
 - ③ 家計改善支援事業
 - ④ 子供の学習・生活支援事業

相談・申請は最寄りの区役所・市役所

「生計困難者等に対する利用者負担軽減事業」

- この事業は生活困窮者に対する支援の一つとして東京都が行っている事業です。介護保険サービスの利用者のうち、所得が低く、生計が困難な方の利用者負担額（サービス費の1割負担や食費負担など）の一部を助成し、負担を軽減することで、サービスの利用を促進する制度となっています。
- 申請に基づいて「生計が困難である」と認められた利用者や個室の利用が認められた生活保護受給者に対して、区市町村から「確認証」が交付されます。利用者が、軽減を実施している介護サービス事業所からサービスを受ける際、この確認証を提示することで、利用者負担額を1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）軽減します。生活保護受給者の方は個室の居住費(滞在費)を全額軽減します。
- 事業所は、対象者に対して月ごとの利用者負担額を請求する際に、軽減分を差し引いた金額で請求します。その際事業所が負担した軽減分については区市町村から補助が行われます。
- 軽減のイメージは次の表をご参照ください。

軽減のイメージ



(注) 生活保護受給者の軽減額は個室居住費の全額、老齢福祉年金受給者の軽減額は、介護サービスにかかる費用・居住費負担ともに利用者負担の50%となります。また、生活扶助基準の見直しに伴う特例措置対象者の軽減額は、介護サービスにかかる費用・食費について利用者負担の25%、個室居住費負担について全額となります。

※東京都福祉保健局HPより引用

「生計困難者等に対する利用者負担軽減事業」の対象となるサービスは以下の通りです

- ① 訪問介護 ② (予防)訪問入浴介護 ③ (予防)通所介護
- ④ (予防)短期入所生活介護 ⑤ (予防)短期入所療養介護 ⑥ (予防)訪問看護
- ⑦ (予防)訪問リハビリ ⑧ (予防)通所リハビリ ⑨ 夜間対応型訪問介護
- ⑩ (予防)認知症対応型通所介護 ⑪ (予防)小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 特別養護老人ホーム ⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム
- ⑭ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑮ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑯ 地域密着型通所介護
- ⑰ 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

※本事業により軽減対象者が軽減を受けることができる事業所は、都に事業実施の申出（届出）を行った事業所（軽減実施事業所）のみとなります。（申出を行っていない事業所では、軽減を受けることができませんのでご注意ください）。

○ 軽減実施事業所一覧は、東京都福祉局ホームページからご確認いただけます。

中野区的生活困窮者が利用しやすい資源

○ボランティア

- 中野ボランティアセンター（中野区社会福祉協議会）
「外出の付き添いをしてほしい」「イベントの手伝いをしてほしい」などの相談が可能。内容は限定していない。
ボランティアが活動内容に共感できるかが大切。
- 高齢者困りごと支援事業（中野区社会福祉協議会）
自宅内で一人30分程度でできる内容
おおむね65歳以上の独居または高齢世帯が対象

○生活援助

自費で最も安い → ほほえみサービス（中野区社会福祉協議会）
1時間900円 週1回 1時間程度 年会費3000円
区民の参加と協力により「その人の暮らしを支える援助」を行う
会員制のしくみ

- ・ 食事のしたく、洗濯、住居の清掃、買物代行、外出の付き添い
見守り・身の周りの世話、片付け、草むしり、その他
- ・ 臨時の買物代行のしくみ「ちょこっと買い物代行」

○おおむね**65**歳以上の方が誰でも使える通いの場

- ・「なかの元気アップ体操ひろば」高齢者会館、高齢者施設、ふれあいの家、区民活動センターなどでの活動 無料～
- ・まちなかサロン（誰でも可能） 100円～

○その他

- ・車いすの貸し出し 1か月程度無料
障害者福祉相談窓口（区役所3階）、社会福祉協議会、各すこやか福祉センター、区民活動センター、特別養護老人ホーム、 △高齢者会館

こんにちは
中野くらしサポートです

2024年7月18日
主任相談支援員
中山理美

中野くらしサポートについて

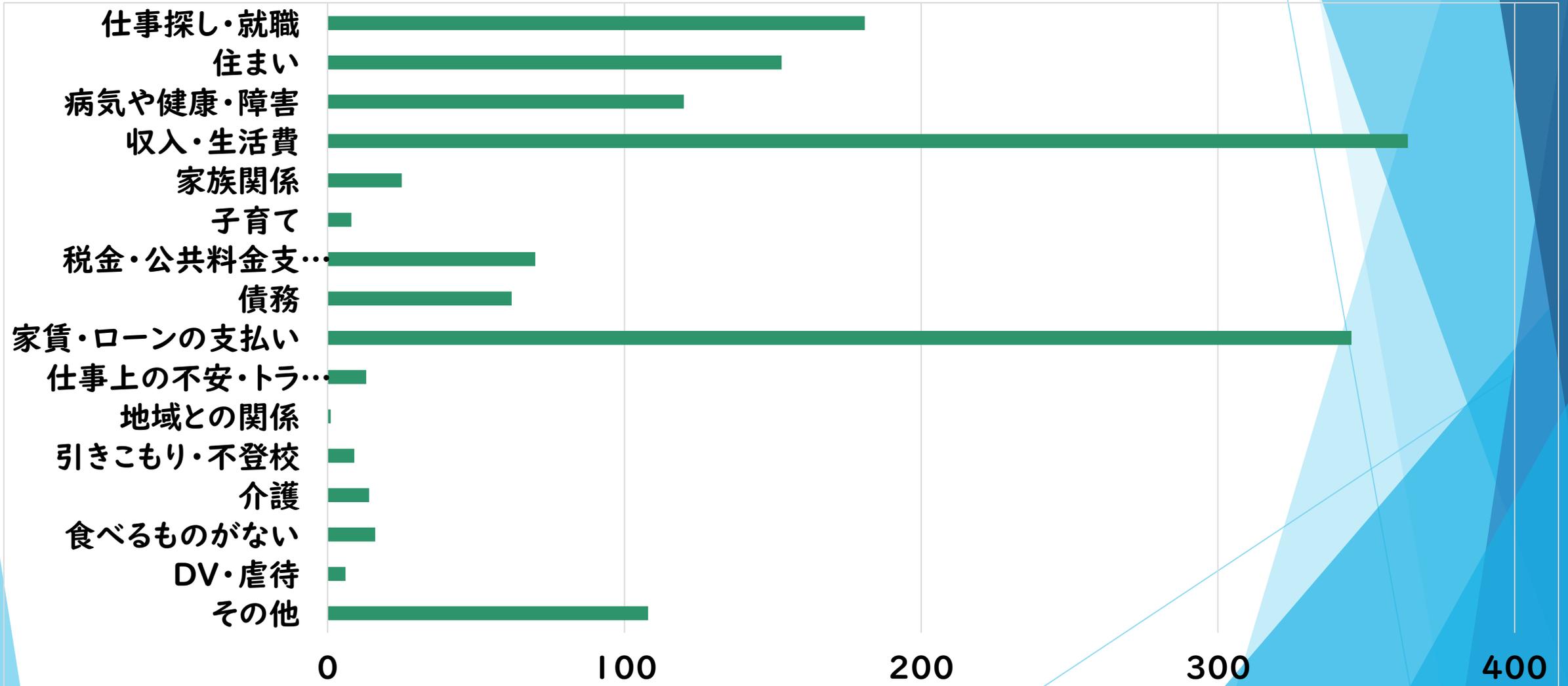
- ▶ 経済的な困りごとと合わせて、生活上の様々な不安や悩みを抱える方のための相談窓口です。
- ▶ 支援員が丁寧にお話を伺った上で、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。
- ▶ できれば事前に予約をお願いします。

次ページの電話番号、もしくはオンラインでご予約ください。

予約の仕方

- ▶ 相談窓口: 中野区役所4階
- ▶ 受付日時: 月～金曜日の午前8時30分から午後5時
(祝日及び年末年始は除く) (相談の受付は午後4時30分まで)
- ▶ 電話番号: 03-3228-8950
- ▶ 4階に着いたら発券機近くのフロア案内人にお声がけください。
- ▶ オンライン予約は中野くらしサポートのHPから

令和5年度中野くらしサポート新規相談時 相談内容内訳



1. 自立相談支援

- ▶ 相談される方と一緒に、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、継続的に相談をお受けします。
- ▶ 関係機関と連携しながら課題解決に向けた支援を行います。

2.家計改善支援

- ▶ 家計収支の均衡がとれていないなど、家計に関する相談に応じます。
- ▶ 年金家庭の家計の見直しの相談に応じます。
- ▶ 「家計再生プラン」を作成して、家計管理の力を高めていく支援を行います。
- ▶ 社会福祉協議会のコロナ特例貸付の償還猶予の意見書を書きます。

3.住居確保給付金の支給

- ▶ 離職等により住居を失った方または住居を失うおそれがある方に、一定期間、家賃相当額を給付する支援を行います。
- ▶ 給付金の支給と合わせ、ハローワークと連携しながら一人ひとりの状況に合わせた就労支援を行います。
- ▶ なお、住居確保給付金は、資産、収入などの一定の要件を満たしている方が対象です。
- ▶ 詳細は、中野くらしサポートまでお問合せください。

4. 就労支援 中野就職サポート

- ▶ 市内ハローワークとの連携による就労支援
- ▶ ハローワークの支援員との連携による就労支援を行います。
- ▶ 中野区役所にある窓口でハローワーク求人を活用した支援を受けられます。

4. 就労支援

中野就労セミナー

- ▶ 長期間働いていない、ひきこもり気味で就職したことがない等の理由により、すぐに仕事に就くことが難しい方のための就労に向けた支援を行います。
- ▶ 個別面談やビジネスマナー、面接対策等を行う就労準備支援プログラムを中心に、複数のメニューで課題にあわせた丁寧な個別支援を行います。

4. 就労支援

中野くらしサポートの支援

- ▶ 手持ち現金がないので日払い・週払いの仕事をしたい。
- ▶ 住むところを事情により出なければならないので寮付きの仕事を探している。
- ▶ そのような悩みの方に合う仕事を一緒に探します。

5.地域包括支援センターとの連携について

▶ 地域包括支援センターからのお願い

*家計の見直しを手伝って欲しい

*引っ越し費用や転居先の探し方についての相談

▶ こちらからのお願い

*来所されて話されたことや行動などで心配なこと

*1人暮らしの不安

地域の方々の困りごとや
孤立の解消の為に
一緒に何ができるか
連携していきましょう

- ▶ 相談窓口: 中野区役所4階
- ▶ 電話番号: 03-3228-8950